

令和5年 5月16日

保護者様

紀の川市立打田中学校

学校感染症出席停止について（インフルエンザ）

学校感染症にかかった時は、流行をふせぐため、また治療に専念し健康を守るため、出席停止となります。出席停止の間は欠席扱いになりません。

学校感染症のうち、インフルエンザについては発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまでと定められています。

インフルエンザ治癒後、下記報告書に保護者の方がご記入・捺印の上、お子様の登校時に学校へ提出してください。医師による証明は必要ありません。

-----き り と り-----

インフルエンザ治癒報告書

学 校 長 様

年 組 氏名

年 月 日 （病院名） で

インフルエンザ と診断され加療中でしたが、発症した後5日を経過し、
かつ、解熱後2日を経過しましたので報告いたします。

登校できる日 年 月 日

保護者名